

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第26号

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年四日市市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(業務の実施) 第10条 (略) <u>2 浄化槽保守点検業者は、前項の規定による浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督する浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない。</u> <u>3</u> (略)	(業務の実施) 第10条 (略) <u>2</u> (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局生活排水課)